

8.1.9 土壌汚染

(1) 調査の方法・予測手法

1) 施設の稼働による土壌汚染への影響

施設の稼働による土壌汚染への影響の調査、予測及び評価の手法を表 8.1.9-1(1) 及び(2) に示す。

表 8.1.9-1(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による土壌汚染への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
土 壌 汚 染	ダ イ オ キ シ ン 類	施 設 の 稼 働 に よ る 土 壌 汚 染 へ の 影 響	1 調査すべき情報 (1) 対象事業実施区域における過去の土地利用の状況 (2) 土壌汚染の状況（ダイオキシン類、環境基準項目）	土壌汚染の状況及びそれに影響する過去の土地利用の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1) 対象事業実施区域における過去の土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 過去の地形図及び航空写真等を確認する方法とする。 (2) 土壌汚染の状況 【現地調査】 調査は以下に示す方法による。 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）	土壌汚染対策法ガイドライン（改訂第 3 版）等 に示される一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の稼働により土壌汚染への影響が生じる恐れのある地域とした。
			4 調査地点 (1) 対象事業実施区域における過去の土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 (2) 土壌汚染の状況 【現地調査】 対象事業実施区域の 1 地点及びその周辺 4 地点（E1～E5）とする（図 8.1.9-1 参照）。なお、調査地点の選定理由を表 8.1.9-2 に示す。 環境基準項目は対象事業実施区域（E1）のみとした。	調査地域における土壌汚染の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域及び煙突排ガスの影響が大きくなると想定される半径 1km の円を基本として、施設の東西南北の住宅地を代表する地点とした。大気質の予測で求められたダイオキシン類の最大着地濃度出現地点の現況は、最寄りの現地調査地点での調査結果を用いる。
			5 調査期間等 (1) 対象事業実施区域における過去の土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (2) 土壌汚染の状況 【現地調査】 調査期間中の 1 回とする。	土壌汚染の状況が適切に把握出来る時期とした。

表 8.1.9-1(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による土壤汚染への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
土 壌 汚 染	ダイオキシン類	施設の稼働による土 壌汚染への影響	6 予測の基本的な手法 大気汚染の予測結果をふまえた定性的予測とする。 複数案としては、煙突の高さとする。	定量的な予測が困難であることから定性的な予測とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の稼働により土壌汚染への影響が生じる恐れのある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	調査地域における土壌汚染の状況を適切に把握できる地点として対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となった時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、土壌汚染に対する環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価とした。

表 8.1.9-2 調査地点の選定理由（土壌汚染）

調査項目	調査地点No.	地点の説明 (対象事業実施区域からの方向及び距離)	選定理由
土 壌 (ダイオキシン類)	E1	対象事業実施区域内	対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点。
	E2	北側住宅地 (北、約 1.4km)	北側の住宅地において、煙突排ガスの影響が大きくなると考えられ、土壌汚染の現況が適切に把握できる地点。
	E3	東側住宅地 (東、約 1.2km)	東側の住宅地において、煙突排ガスの影響が大きくなると考えられ、土壌汚染の現況が適切に把握できる地点。
	E4	南側住宅地 (南、約 0.9km)	南側の住宅地において、煙突排ガスの影響が大きくなると考えられ、土壌汚染の現況が適切に把握できる地点。
	E5	西側住宅地 (西、約 1.4km)	西側の住宅地において、煙突排ガスの影響が大きくなると考えられ、土壌汚染の現況が適切に把握できる地点。

注) 適切に把握ができると判断した理由には、調査地点及び近隣に土壌汚染の要因となる発生源等が確認されず、また、5 地点混合法による試料採取が可能な広さが確保できることがある。

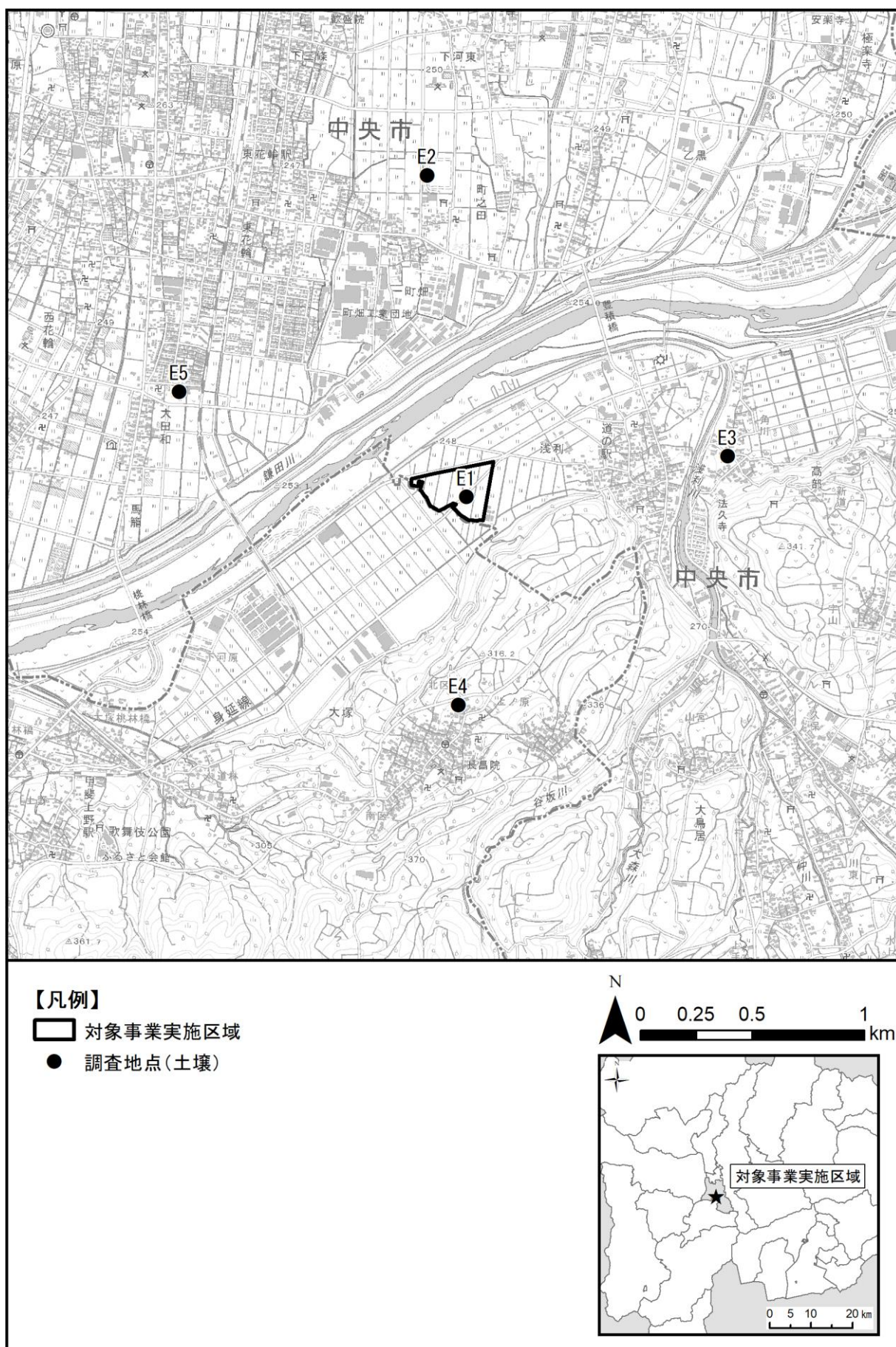


図 8.1.9-1 調査地点（土壌汚染）

(2) 調査の結果

既存資料調査について、土地利用の状況は公開されている土地利用図及び航空写真を対象に資料収集をした。土壤汚染の状況の調査期間は、過去 5 年間とした。

現地調査の調査実施日は表 8.1.9-3 に示すとおりである。

表 8.1.9-3 調査実施日（土壤汚染）

調査項目		調査実施日
土 壤	環境基準項目（E1 のみ） ダイオキシン類	令和 4 年 9 月 29 日

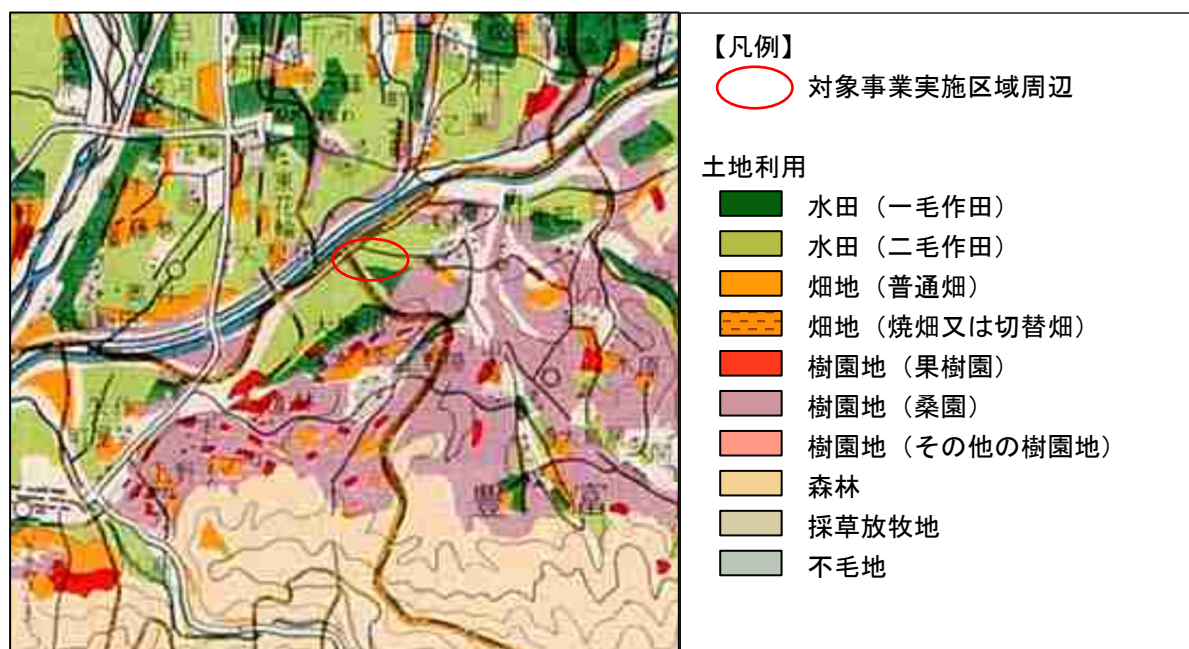
1) 対象事業実施区域における過去の土地利用の状況

① 既存資料調査

対象事業実施区域及びその周辺の土地利用状況について、昭和 35 年の土地利用図を図 8.1.9-2、昭和 37 年、昭和 50 年、平成 19 年の航空写真を図 8.1.9-3～図 8.1.9-5 に示す。

対象事業実施区域について、昭和 35 年の土地利用図では、水田（一毛作田及び二毛作田）となっており、航空写真では、昭和 35 年から現在に至るまで、土地利用の大きな変化はなかったと考えられる。

周辺地域について、E2 及び E5 は、水田・畑地から住宅地等へと変化している。E3 は、樹園地（桑園）から住宅地へと変化し、E4 については住宅地に目立った変化はないが、周辺が樹園地（桑園）から、樹園地（果樹園）へと転換が行われた。



出典）山梨県土地利用図（1960 年）昭和 35 年 12 月 1 日の状況 山梨デジタルアーカイブより

図 8.1.9-2 土地利用図（昭和 35 年 12 月 1 日現在）

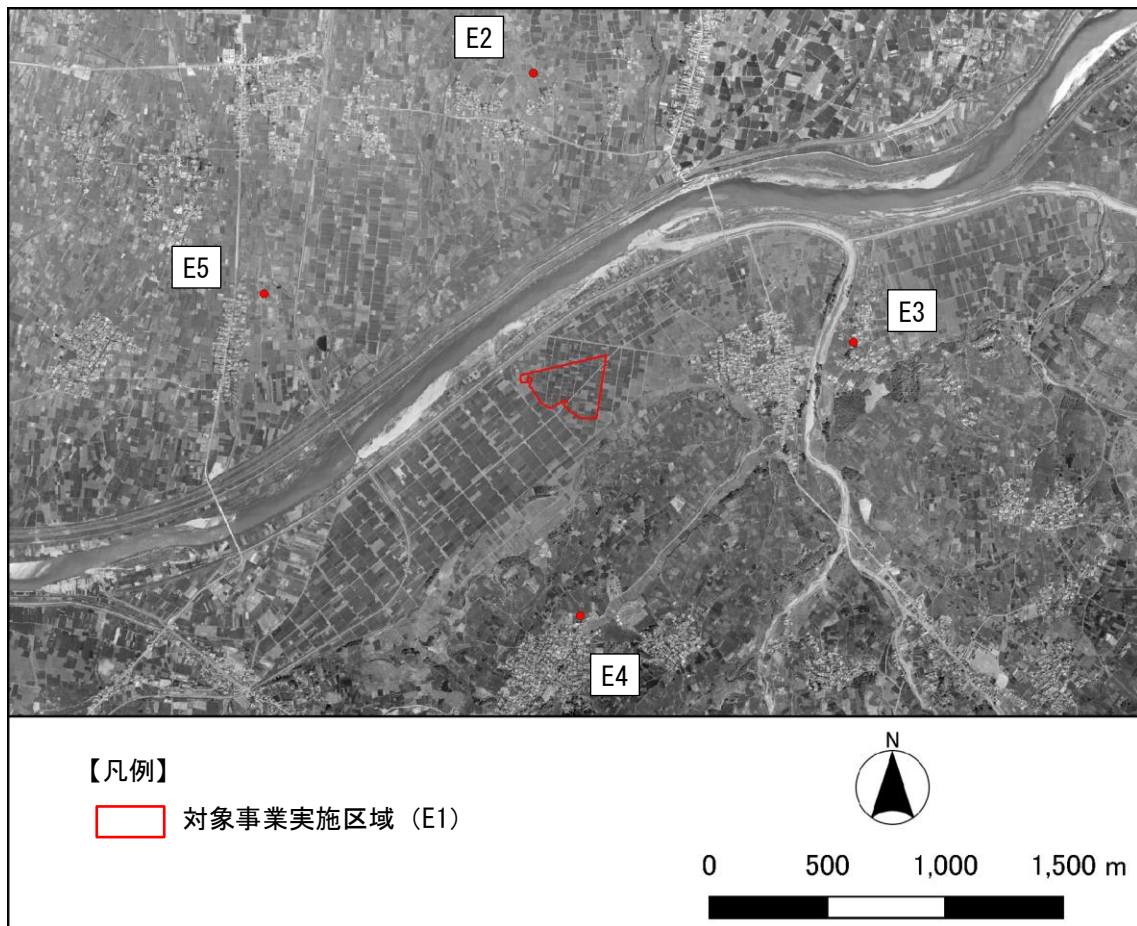


図 8.1.9-3 航空写真（昭和 37 年撮影）

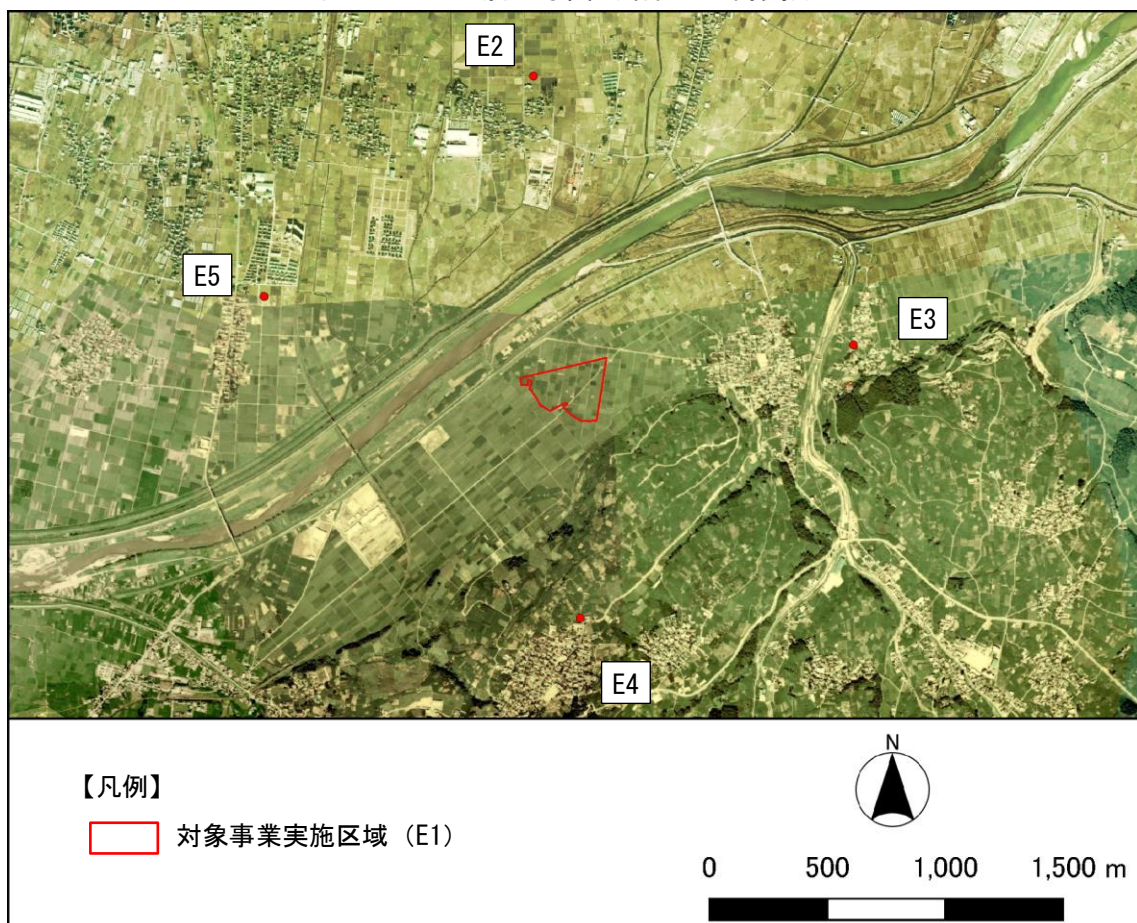


図 8.1.9-4 航空写真（昭和 50 年撮影）

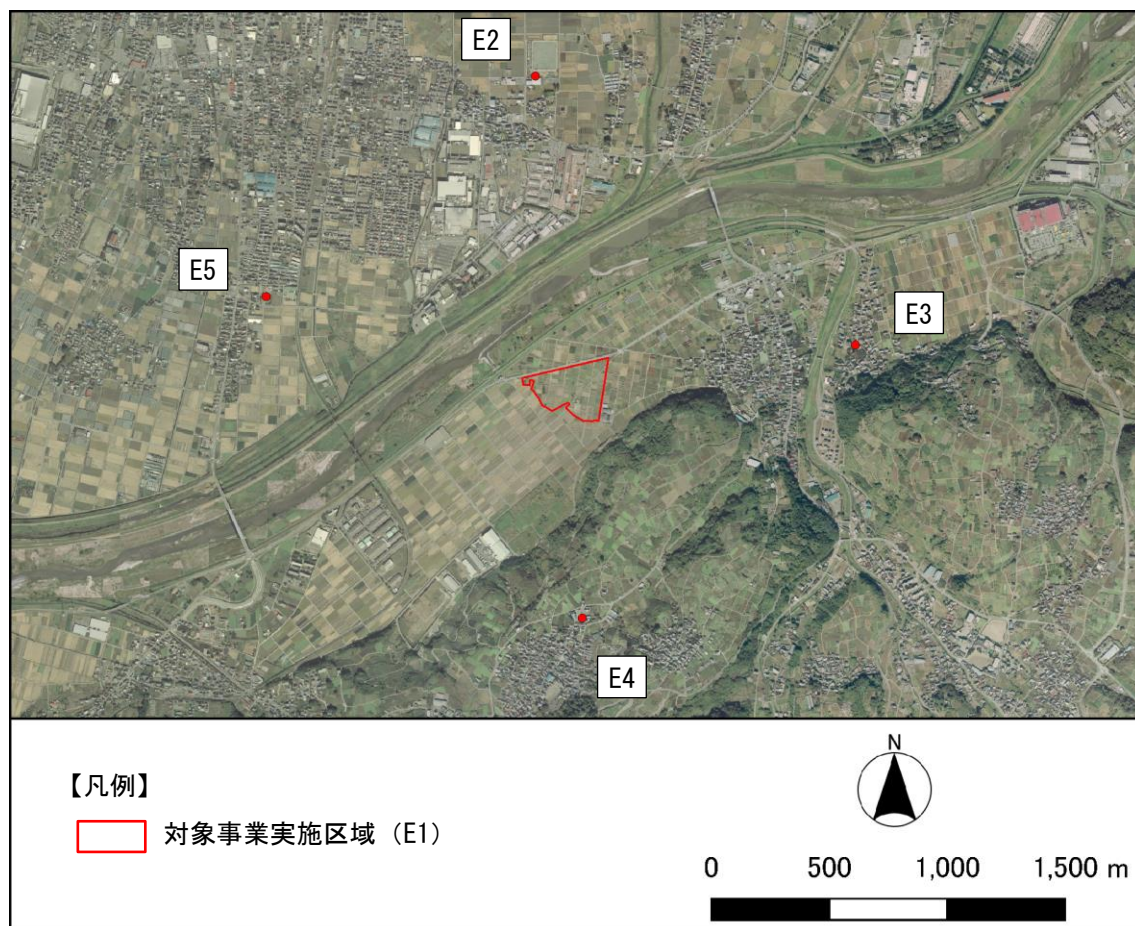


図 8.1.9-5 航空写真（平成 19 年撮影）

② 現地調査

土地利用の状況は、既存資料調査により把握することとした。

2) 土壌汚染の状況

① 既存資料調査

(7) ダイオキシン類

既存資料調査の結果は、「第4章 地域特性、4.3 地域の社会的状況、4.3.10 環境の状況、(7)土壌汚染」(138 ページ) に示すとおりである。

(1) 環境基準項目

対象事業実施区域周辺において、土壌の環境基準項目の既存の調査結果はなかった。

② 現地調査

(7) ダイオキシン類

ダイオキシン類の調査結果を表 8.1.9-4 に示す。

ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)に規定する土壌の汚染に係る環境基準「1,000pg-TEQ/g 以下」を、すべての地点で満足していた。

ダイオキシン類の組成パターンを図 8.1.9-6 に示す。この組成比率で見ると、すべての地点で OCDD の占める割合が大きい。「ダイオキシン類挙動モデルハンドブック」(平成 16 年 3 月、環境省)によると、この傾向は土壌でのダイオキシン類の同族体組成では多く見られると考えられ、今回の調査結果が特異的なものではないと考えられる。

また、OCDD の由来は、過去に使用され、現在は使用が禁止されている除草剤 PCP である可能性が高いと考えられている。

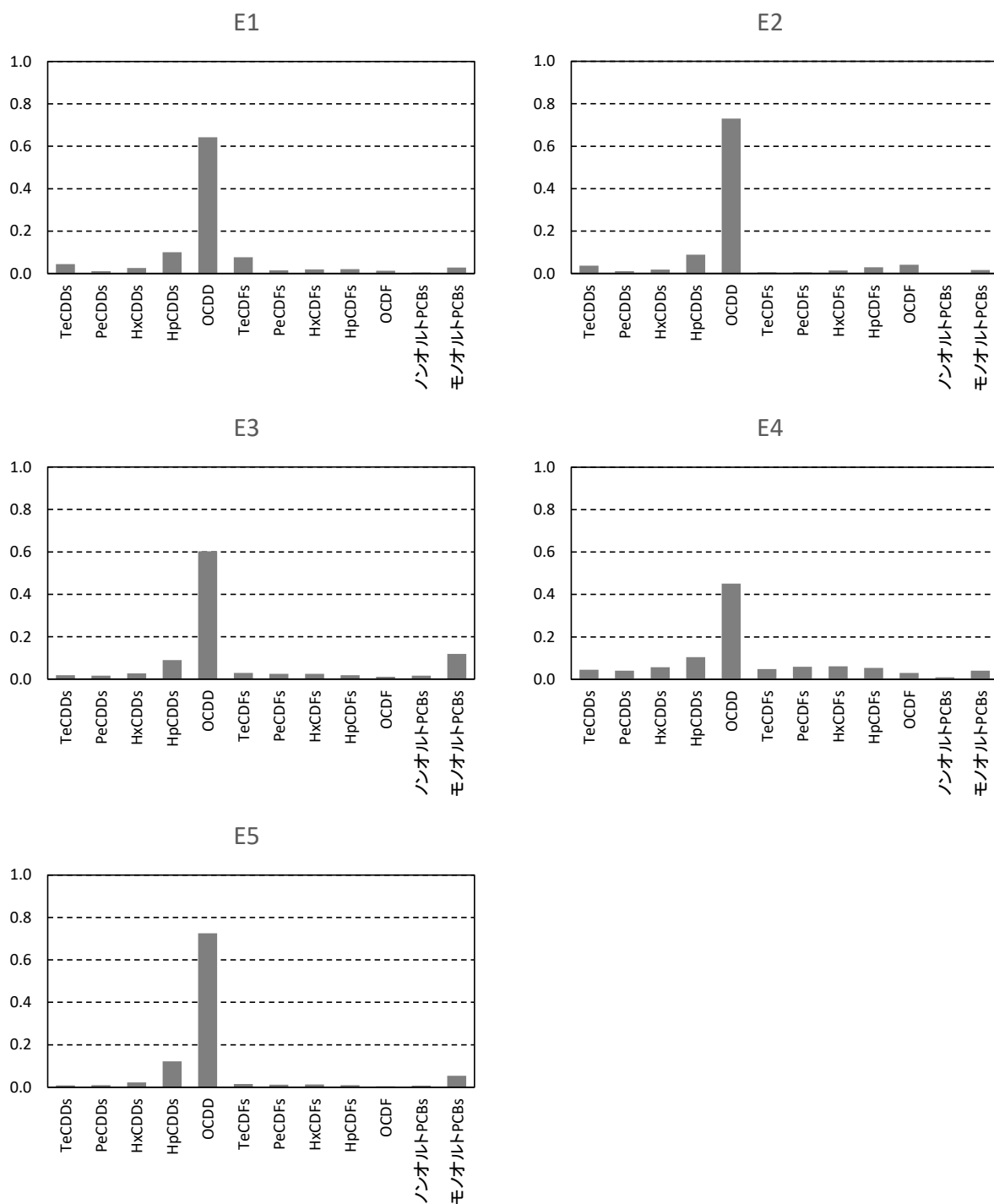
地点別の組成パターンをみると、E4 のみ OCDD が占める割合が小さくなり、その他の同族体及びモノオルト PCBs の割合が、全体にわずかに大きくなる傾向がみられた。

それらの同族体及びモノオルト PCBs の由来についての特定は困難である。しかし、一般的に焼却施設からの排ガスにおいて PeCDDs 及び PeCDFs の占める割合が大きくなるという傾向と比較すると、過去及び現存する焼却施設の排ガスによる影響は小さいと推測される。

表 8.1.9-4 現地調査結果（土壌 ダイオキシン類）

単位：pg-TEQ/g

項目	E1	E2	E3	E4	E5	環境基準
ダイオキシン類 毒性等量	12	6.2	4.6	14	9.8	1,000 以下



注) 実測濃度の合計を1とした場合の組成比

図 8.1.9-6 ダイオキシン類の組成パターン

(イ) 環境基準項目

土壌汚染に係る環境基準項目の調査結果を表 8.1.9-5 及び表 8.1.9-6 に示す。

土壌汚染に係る環境基準項目 26 項目すべてについて、基準を満足していた。

表 8.1.9-5 現地調査結果（土壌 環境基準項目）

単位：mg/L

項目	E1	環境基準
カドミウム	<0.0003	0.003 以下
全シアン	<0.1	検出されないこと
有機燐（りん）	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	0.01 以下
六価クロム	<0.02	0.05 以下
砒素	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	<0.0005	検出されないこと
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002 以下
チラウム	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.002	0.01 以下
ふっ素	0.24	0.8 以下
ほう素	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	0.05 以下

注 1) <は定量下限値未満であることを示す。

注 2) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 3) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.03mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注 4) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 5) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

注 6) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典) 平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号

表 8.1.9-6 土壌汚染に係る環境基準項目（含有試験）

単位：mg/kg

項目	E1	環境基準
砒素	1	15 以下
銅	5	125 以下

(3) 予測の結果

1) 施設の稼働による土壤汚染への影響

① 土壤汚染の状況

(7) 予測地域

対象事業実施区域及びその周辺とする。

(4) 予測地点

対象事業実施区域の 1 地点及びその周辺 4 地点（E1～E5）とする。

(ウ) 予測対象時期

施設の稼働が定常となった時期とする。

(I) 予測手法

7) 予測手法

大気質予測結果に基づく年間降下量、年間蓄積量の予測に基づく方法とした。

4) バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は、現地調査結果より表 8.1.9-7 のとおりとした。

土壤汚染における最大着地濃度出現地点は、大気汚染における最大着地濃度出現地点と同一であり、バックグラウンド濃度は最も近い現地調査地点（煙突高さ 59m では E3、100m では E4）の調査結果とした。

表 8.1.9-7 バックグラウンド濃度（土壌 ダイオキシン類）

単位：pg-TEQ/g

項目	E1	E2	E3	E4	E5
ダイオキシン類 毒性等量	12	6.2	4.6	14	9.8

ウ) 環境配慮事項

施設の稼働に関しては、「ごみ処理施設基本設計報告書」（令和 6 年 6 月 山梨西部広域環境組合）において、表 8.1.9-8 に示すとおり環境配慮事項を計画しており、工事施工事業者に対して、仕様書等で環境配慮事項の確実な実施を義務づけることから、下記の環境配慮事項を考慮して予測を行った。

表 8.1.9-8 環境配慮事項（施設の稼働による土壤汚染）

環境配慮事項	環境配慮事項の内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
排ガス中のダイオキシン類の削減	ダイオキシン類の発生抑制対策・分解・除去について、ろ過式集じん機（バグフィルタ）による除去の他は、工事施工事業者の提案による。	排ガス中の大気汚染物質濃度の低減	最小化	環境配慮事項が確実に実施されるよう、工事施工事業者に対して仕様書等で義務づける。 効果の数値化が可能であり、公害防止基準が確実に遵守されることから、予測に反映した。実施により排出ガスの汚染物質の低減は明らかであり、不確実性は小さい。

(オ) 予測結果

施設の稼働による土壌へのダイオキシン類の予測結果を表 8.1.9-9(1)及び(2)に示す。

煙突排ガスによる大気中のダイオキシン類濃度が、寄与の割合だけ上昇すると仮定し、長期的な土壌のダイオキシン類の増加量の予測を行った。

土壌のダイオキシン類将来予測結果を表 8.1.9-10 (1) 及び (2) に示す。予測地点 (E1～E5)のダイオキシン類について、最大で 1.2%であり寄与濃度は低い。

予測手法は、大気汚染に対する排ガスの寄与をそのまま土壌に当てはめたものであり、予測の不確実性がある。また、大気汚染の予測においても、弱風時の拡散幅に変更を加えているため不確実性がある。

ただし、煙突排ガスからの影響は最大となる条件で予測を行っており、土壌からの流出といった濃度が低下する考慮を行っていないうえで、寄与率が 1%程度と予測されたことから、現況から悪化する可能性は極めて小さく、施設の稼働による土壌中のダイオキシン類に対する影響は極めて小さいと考えられる。

表 8.1.9-9(1) ダイオキシン類の予測結果（長期平均濃度 煙突高さ：59m）（再掲）

単位：pg-TEQ/m³

予測地点	バックグラウンド 濃度 ①	排出ガス 寄与濃度 ②	将 来 予測濃度 ③=①+②	寄与率 (%) ②/③×100	環境基準
EA1	0.020	0.00020	0.0202	1.0	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
EA2	0.023	0.00009	0.0231	0.4	
EA3	0.023	0.00015	0.0231	0.6	
EA4	0.029	0.00015	0.0292	0.5	
EA5	0.021	0.00009	0.0211	0.4	
最寄り人家	0.023	0.00016	0.0232	0.7	
最大着地濃度出現地点	0.020	0.00025	0.0203	1.2	

表 8.1.9-9(2) ダイオキシン類の予測結果（長期平均濃度 煙突高さ：100m）（再掲）

単位：pg-TEQ/m³

予測地点	バックグラウンド 濃度 ①	排出ガス 寄与濃度 ②	将 来 予測濃度 ③=①+②	寄与率 (%) ②/③×100	環境基準
EA1	0.020	0.00020	0.0202	1.0	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
EA2	0.023	0.00011	0.0231	0.5	
EA3	0.023	0.00014	0.0231	0.6	
EA4	0.029	0.00014	0.0291	0.5	
EA5	0.021	0.00011	0.0211	0.5	
最寄り人家	0.023	0.00016	0.0232	0.7	
最大着地濃度出現地点	0.020	0.00020	0.0202	1.0	

表 8.1.9-10 (1) 土壌ダイオキシン類の将来予測濃度 (煙突高さ 59m)

地点	現況濃度 (pg-TEQ/g) ①	寄与の割合 ②	施設の稼働による 寄与濃度 (pg-TEQ/g) ③=①×②	将来予測濃度 (pg-TEQ/g) ④=①+③	環境基準
E1	12	0.010	0.1200	12.1200	1,000pg-TEQ/g 以下
E2	6.2	0.004	0.0248	6.2248	
E3	4.6	0.006	0.0276	4.6276	
E4	14	0.005	0.0700	14.0700	
E5	9.8	0.004	0.0392	9.8392	
最寄りの人家	4.6	0.007	0.0322	4.6322	
最大着地濃度出現地点 (対象事業実施区内)	12	0.012	0.1440	12.1440	

注) 土壌汚染の予測地点 E1 は大気汚染の予測地点 EAW1 と同地点であり、E2～E5 も同様に EA2～EA5 と同地点である。
現況濃度について、最寄りの人家は東側住宅地である E3、最大着地濃度出現地点は E1 の現地調査結果を用いた。

表 8.1.9-10 (2) 土壌ダイオキシン類の将来予測濃度 (煙突高さ 100m)

地点	現況濃度 (pg-TEQ/g) ①	寄与の割合 ②	施設の稼働による 寄与濃度 (pg-TEQ/g) ③=①×②	将来予測濃度 (pg-TEQ/g) ④=①+③	環境基準
E1	12	0.010	0.1200	12.1200	1,000pg-TEQ/g 以下
E2	6.2	0.005	0.0310	6.2310	
E3	4.6	0.006	0.0276	4.6276	
E4	14	0.005	0.0700	14.0700	
E5	9.8	0.005	0.0490	9.8490	
最寄りの人家	4.6	0.007	0.0322	4.6322	
最大着地濃度出現地点 (対象事業実施区域内)	12	0.010	0.1200	12.1200	

注) 土壌汚染の予測地点 E1 は大気汚染の予測地点 EAW1 と同地点であり、E2～E5 も同様に EA2～EA5 と同地点である。
現況濃度について、最寄りの人家は東側住宅地である E3、最大着地濃度出現地点は E1 の現地調査結果を用いた。

(4) 環境の保全のための措置及び検討経緯

1) 環境配慮事項（再掲）

① 施設の稼働による土壌汚染への影響

(7) 土壌汚染の状況

事業の計画策定にあたって、あらかじめ環境に配慮することとした事項を表 8.1.9-11 に示す。

表 8.1.9-11 環境配慮事項（施設の稼働による土壌汚染への影響）

環境配慮事項	環境配慮事項の内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
排ガス中のダイオキシン類の削減	ダイオキシン類の発生抑制対策・分解・除去について、ろ過式集じん機（バグフィルタ）による除去の他は、工事施工事業者の提案による。	排ガス中の大気汚染物質濃度の低減	最小化	環境配慮事項が確実に実施されるよう、工事施工事業者に対して仕様書等で義務づける。 効果の数値化が可能であり、公害防止基準が確実に遵守されることから、予測に反映した。実施により排出ガスの汚染物質の低減は明らかであり、不確実性は小さい。

2) 環境の保全のための措置の検討

① 施設の稼働による土壌汚染への影響

(7) 土壌汚染の状況

環境配慮事項を実施することにより施設稼働による土壌汚染の影響は低減される。

予測の結果、ダイオキシン類の将来予測濃度は現況からの変化が小さく、影響は極めて小さいといえる。以上のことから、環境保全措置を講じる必要はないと判断した。

ただし、予測手法に不確実性があることから、予測条件に対して成功基準を設定し、事後調査によって基準の適否を評価することとした。

3) 環境の保全のための措置

① 施設の稼働による土壌汚染への影響

(7) 土壌汚染の状況

施設の稼働による土壌汚染への影響は極めて小さいと考えられたことから、環境保全措置を講じる必要はないと判断した。

ただし、予測条件に不確実性があることから、成功基準を設定し、事後調査によって基準の適否を評価することとした。

(5) 評価

1) 評価方法

① 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価

調査及び予測の結果に基づき、土壌汚染に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを評価した。

② 環境保全上の目標との整合性に関する評価

予測項目について、法律等に基づいて示されている基準又は目標をもとに評価の指標（環境基準等）を設定し、予測結果を比較することで、その整合性の評価を行った。

また、予測に不確実性がある項目、そして予測に反映していない環境配慮事項及び環境保全措置（以下「環境保全措置等」という。）の効果を確認する必要がある項目については、評価のための成功基準を設け、事後調査によって環境保全措置等の効果を確認・評価することとした。

2) 評価の結果

① 施設の稼働による土壌汚染への影響

(7) 土壌汚染の状況

7) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価

計画施設では、環境配慮事項として、排ガス中の大気汚染物質濃度の低減を進める。この配慮事項をふまえた調査・予測の結果、土壌汚染への影響は極めて小さいと考えられたことから、環境保全措置は実施しないこととした。

ただし、予測手法に不確実性があることから、予測条件に対して成功基準を設定し、事後調査によって基準の適否を評価することとした。

イ) 環境保全上の目標との整合性に関する評価

i 環境基準等

予測結果の評価に用いる環境基準等とその設定根拠を表 8.1.9-12 に示す。

施設の稼働による土壌中のダイオキシン類の将来予測濃度は、表 8.1.9-13 に示すとおりすべての地点において環境基準等を満足し、整合性は図られているものと評価した。

表 8.1.9-12 土壌汚染に係る環境基準等（施設の稼働による土壌汚染）

影響要因の区分		環境基準等	設定根拠
工作物の存在及び供用	施設の稼働	対象事業実施区域及びその周辺	ダイオキシン類の環境基準
		ダイオキシン類環境基準である1,000pg-TEQ/g以下であること。	現地調査結果において、各調査地点で環境基準を満たしており、生活に悪影響を生じさせないことを表す指標として、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準である環境基準を目標とすることは適切であると考えられる。

表 8.1.9-13 環境基準等の評価結果（施設の稼働による土壌汚染：煙突高さ 59m）

地点	現況濃度 (pg-TEQ/g) ①	寄与の割合 ②	施設の稼働による 寄与濃度 (pg-TEQ/g) ③=①×②	将来予測濃度 (pg-TEQ/g) ④=①+③	環境基準等	評価
E1	12	0.010	0.1200	12.1200	1,000 pg-TEQ/g 以下	○
E2	6.2	0.004	0.0248	6.2248		○
E3	4.6	0.006	0.0276	4.6276		○
E4	14	0.005	0.0700	14.0700		○
E5	9.8	0.004	0.0392	9.8392		○
最寄りの人家	4.6	0.007	0.0322	4.6322		
最大着地濃度 出現地点 (対象事業実施 区内)	12	0.012	0.1440	12.1440		○

ii 環境保全措置等に関する成功基準

環境配慮事項を実施することにより施設の稼働による土壌汚染の影響は低減される。

予測の結果、ダイオキシン類の将来予測濃度は現況からの変化が小さく、影響は極めて小さいといえる。以上のことから、環境保全措置を講じる必要はないと判断した。

その上で、予測手法の不確実性を考慮して、環境保全措置等が成功したかどうかの判断に用いる成功基準とその設定根拠を表 8.1.9-14 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺において、ダイオキシン類の発生は煙突排ガスのみであることから、施設の供用開始後、排ガスのモニタリングを行い、成功基準との比較評価を行うことで、環境保全措置等の成功を判断する。

表 8.1.9-14 環境保全措置等の成功基準（施設の稼働による土壌汚染への影響）

影響要因の区分		成功基準	設定根拠
工作物の存在及び供用	施設の稼働	【ダイオキシン類】 排ガス中の大気汚染物質濃度が公害防止基準を下回ること。	土壌汚染の調査結果から、施設の供用による影響の大きさを把握することは不可能であることから、排出ガスそのものに成功基準を設けることとした。 排ガスの連続モニタリング結果を収集整理することにより、予測に用いた公害防止基準 (0.05ng-TEQ/m ³ N) 未満で運用され、予測結果よりも影響が低減されていることを成功基準とした。